

生活支援担当者募集

各団体/法人様 各位

万緑の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、特定技能外国人の農業派遣や人材紹介事業を行う上で、当外国人が日本での生活をより良く、安全・安心に過ごせるようにお仕事の指導と共に生活支援にも注力しております。

弊社は特定技能制度における所属機関に該当し、入管法により派遣される特定技能外国人の生活支援を担います。農作業の特性である収穫等における繁忙期に対応できる産地リレーを全国で展開するため、各産地に生活支援を実施する生活支援担当者を配置することが必須となり、地元で長年お住まいで慣習や町内会等に幅広く人脈をお持ちの貴団体職員様が適任者であると確信しております。

是非、貴団体様を通じて、弊社が必要とする人材のご紹介をいただけますようにご協力の程、宜しく願い申し上げます。



株式会社グローバルヒューマニー・テック
営業本部HR事業部



株式会社グローバルヒューマニー・テック

仕事詳細 / HR事業部の生活支援担当者として業務に就いていただきます

- 職種 生活支援担当者
 - 雇用形態 嘱託社員
 - 勤務地 全国（原則在宅＋生活支援巡回）
 - 転職・福利厚生 なし
- 【給与】 想定年収：2,640,000円
月給：220,000円
- <内訳>
- ・基本給：180,000円
 - ・職務手当：40,000円
- <その他手当>
- ・通勤手当：実費（ガソリン代支給有り）
※30,000円上限とする
 - ・残業手当：有り
 - ・賞与：無し
 - ・昇給：有り
- 【勤務時間】
- ・標準的な勤務時間：9：00～18：00
 - ・残業：月10時間程度

【福利厚生】

- ・永年勤続祝金、慶弔見舞金、出産祝金、産前産後休業、育児休業、資格手当（衛生管理者 1万円等）、扶養手当（配偶者 1万円、子 3千円）
- ・加入保険：健康保険、厚生年金、雇用保険、労働保険

- ・退職金：無し
- ・定年：65歳（再雇用制度有り1年更新）
- ・試用期間：有り（2か月）

【社会保険】

- ・雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金



HR事業／生活支援の概要(母国語対応)

総務部・人事部・管理部の管理(作業)代行として承ります
登録支援機関としてのノウハウ・経験が他社とは違います



〈 オプションサービス 〉

社宅管理代行

- 入居時の暮らしの案内・利用説明



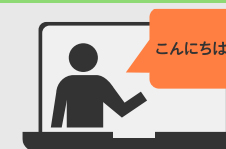
- 住環境の定期巡回・点検・報告

※入居者立会のもと実施致します



教育支援

- 日本語教育
- 特定技能試験対策



HR事業／生活支援に関する主な業務



【出入国（または入寮）する際の送迎】

上陸の手続を受ける飛行場又は国内移動する最寄り駅と
特定技能所属機関の事業所
（又は当該外国人の住居）の間の送迎



【入国に伴う手続きの支援】

- ①住居地に関する届出
- ②金融機関での口座開設
- ③水道、電気、ガス、Wifi、SIMカード等のインフラ契約等
- ④連らる用品の設置（家具、家電等）

以下の支援業務については、弊社生活支援センターを連携し、母国語での通訳を介して、
特定技能外国人が理解できるように実施する。



【事前ガイダンス】

特定技能雇用契約の内容、
当該外国人が本邦において行
うことができる活動の内容、上
陸及び在留のための条件その
他の当該外国人が本邦に上
陸し在留するに当たって留意す
べき事項に関する情報の提供。



【生活オリエンテーションの実施】

- ①金融機関の利用方法
- ②医療機関の利用方法等
- ③交通ルール等
- ④交通機関の利用方法等
- ⑤生活ルール・マナー
- ⑥生活必需品等の
購入方法等
- ⑦気象情報や災害時
に行政等から提供
される災害情報の
入手方法等
- ⑧我が国で違法となる
行為の例等



【相談又は苦情への対応】

職業生活、日常生活又は社
会生活に関する相談又は 苦
情の申出を受けたときは、遅滞
なく適切に応じるとともに、相談
等の内容に応じて 当該外国
人への必要な助言、指導を行
う必要があります。



【定期面談】

職業生活、日常生活又は社
会生活に関する相談又は 苦
情の申出を受けたときは、遅滞
なく適切に応じるとともに、相談
等の内容に応じて 当該外国
人への必要な助言、指導を行
う必要があります。